

大規模災害発生時の児童生徒、保護者の安否確認と児童生徒、保護者及び学校を結ぶネットワークの構築 (2)

飯嶋 香織(代表)

赤井 博幸 井内 善臣 沖野 光二

岸田 あすか 小西 康生 杉本 健三 田中 茂昭

永井 純一 堀尾 正幸 山本 誠次郎 (五十音順)

神戸で予想される帰宅困難問題

大規模な地震や津波で交通機関が途絶えた場合、神戸市中央区では平日の昼間に20万人、休日の昼間に13万3千人の帰宅困難者が出る可能性

神戸市は一時滞在施設の確保や一斉帰宅の抑制の方針

神戸市中央区で予想される帰宅困難者

平日 20万人



休日 13万3千人



引用 神戸新聞 2014/3/9付

<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201403/0006764240.shtml>

大規模災害発生時の児童生徒、保護者の安否確認と児童生徒、保護者及び学校を結ぶネットワークの構築

解決したい課題は

一斉帰宅の抑制に、家族の安否確認は重要

→保護者は児童生徒の安否がわからないと帰宅をしようとする予想される

現状 児童生徒が学校内にいるとき、児童生徒は携帯電話などの通信手段は持たない

学校の使命として児童生徒の安全の確保

一斉帰宅の抑制による避難所としての学校の役割

浮かび上がってきた課題(1)

全体を通して

1) 大規模災害発生時の学校・学童保育・保育園などからの緊急時の生徒の安否情報の連絡や学校の被害情報の提供についてのルールなどは明確ではない。

2) 学校は児童生徒の安全を守る義務があり、さらに地域住民や帰宅困難者の避難所として指定されているが、大規模災害発生時の情報を収集する、発信する仕組みが全く用意されていない。

※県や市の防災計画などではこの問題は対象になっていない

3) 個人情報の取り扱いの問題

浮かび上がってきた課題(2)

全体を通して

4)地域情報の入手の困難さに伴う危険

5)児童生徒をモバイル機器から遠ざける学校教育のあり方

6)児童生徒、保護者の情報リテラシーの低さ

7) 事故などの発生したときの賠償問題への対応などについて認識の不足

例) 東日本大震災時の大川小学校の事例など

8)情報の発信方法の問題

誰にとってもわかりやすい情報伝達の方法の研究が進んでいない

→ 情報伝達のデザインが必要ではないか

2)学校は大規模災害発生時の情報が集まる、
発信する仕組みが全く用意されていない。

児童生徒の安全確保が最優先

→近隣の危険などの地域情報の重要性

避難している地域住民や一時滞在者への情報提供は必要

→地域情報だけでなく、交通手段などの情報の提供

大災害時には行政、消防、警察、交通事業者、通信事業者、マスコミなどがそれぞれの業務の中で達成すべき課題の遂行が優先される中で、学校は行政や各事業者から必要な情報どうやって収集するのか？

→必要な情報の収集方法の仕組み作り

→学校に情報が集まる仕組み作りは可能か

4) 地域情報の入手が困難に伴う危険

①児童生徒が学校内にいて被災した学校などの周辺で大規模火災の発生し、児童生徒を安全に避難させる。

②学校から移動した場合、避難先を保護者に伝える
の2つが重要となる

例) 阪神・淡路大震災でLPガス貯槽からガス漏れにより、東灘区のほぼ西半分と六甲アイランドの住民に避難勧告が発令対象は約7万人

調査研究の結果から

「上記の①の問題」に対して、ある地域FMへの聞き取り結果から地域FM局は設備面のインフラ人的面での配置も弱い
大規模火災の発災直後は、上記のような情報を伝達することは困難

→誰が伝える？ツイッターなどでの情報？

- 5)児童生徒をモバイル機器から遠ざける学校教育のあり方
- 6)児童生徒、保護者の情報リテラシーの低さ

調査研究の結果から 県及び市の教育委員会の方から

- ①現在のような学校から保護者などへの一方通行の連絡システムでは不十分

必要なのは安否確認の双方向システムの構築。保護者の児童生徒の安否の確認にとどまらず、学校側が各保護者からの情報を受け取れる双方向システムの必要

→ 感染症などの発生時の問題

(例 神戸の新型インフルエンザ発生時)

- ②携帯メールなどの連絡時にかかるパケット通信費の保護者負担の問題

5)児童生徒をモバイル機器から遠ざける学校教育のあり方

6)児童生徒、保護者の情報リテラシーの低さ（続き）

③保護者などの情報リテラシー

携帯電話やスマートフォンを使いこなせない

迷惑メールの解除などが出来ない

児童生徒は未成年のため保護者への伝達が不可欠

④個人情報保護が大きなネックとなって進まない

⑤ 児童生徒をモバイル機器から遠ざける？学校教育のあり方ー児童生徒への携帯電話やスマートフォンの禁止ー

学校はネットいじめやネットトラブルの防止が教育に力点

→現状との乖離が大きいのではないか？

文部科学省,2011「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、

小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、

原則禁止とすべきであること。

7) 事故などの発生したときの賠償問題への対応など について認識の不足

児童生徒の安全確保

→ 誰が最終的に決断をして責任をとるのか

「津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要」

文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323513_03.pdf

調査研究の結果から元大阪府警刑事部長からの聞き取り

上記の例で、学校が児童生徒をとどめ置いて、津波被害で児童生徒が亡くなった場合の賠償上の責任は？

東日本大震災の大川小学校、大阪教育大学付属池田小学校の事例

8)情報の発信の問題

誰にとってもわかりやすい情報伝達の方法の研究が進んでいない

- 調査研究の結果から 兵庫県立大木村先生のお話
仕組み作りと運用方法の問題というレベルが異なる問題
へ両方への対応が求められている。
仕組み作りが中心になる傾向がある。

例)・携帯メールなどに連絡をしても重要な情報と思っても
らえず読んでもらえない

※ 教育委員会の方からも指摘あり

・防災無線の仕組みを作っても、どうやったら効果的に
情報を伝達出来るのかという問題に未着手であるなど

まとめ

- 行政、消防、警察、交通事業者、通信事業者、マスコミなど、それぞれは大災害発災時についての対策を講じている。
- しかし、学校の視点から、大災害発災時のこの問題を研究すると、災害時の情報通信に関する課題や問題点がこの問題に集中して現れ、この問題の解決を困難している。
- 大災害発災時の学校の役割
 - 児童生徒の安全を守る義務
 - 地域住民や帰宅困難者の避難所として指定
- しかし、大規模災害発生時の情報が収集する、発信する仕組みが全く用意されていない。